

平成15年5月19日

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 土田正顕 殿

会社名 藤森工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤森明彦
(コード番号 7917 東証第2部)
問合せ先 取締役 経営企画部長 飯島崇夫
T E L 03-3661-4211

取締役会決議通知書 (定款変更)

平成15年5月19日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成15年6月26日開催予定第73回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成15年6月26日
2. 定款の一部変更の趣旨及び目的
 - (1) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行され、監査役の任期が4年に延長されたことに伴い、現行定款第30条の(監査役の任期)を変更するものであります。
 - (2) 「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、株券失効制度が創設されたこと、および株主総会の特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1以上とすることが認められたことに伴い、現行定款第9条(名義書換代理人)および第13条(決議方法)について所要の変更を行うとともに、第10条(基準日)について所要の変更を行うものであります。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第9条(名義書換代理人) 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。	第9条(名義書換代理人) (現行どおり)

<p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第3章 株主総会 第13条（決議方法） （条文省略） （新設）</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第30条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了とする。</p> <p>2. （条文省略）</p>	<p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第3章 株主総会 第13条（決議方法） （現行どおり） <u>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第30条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了とする。</p> <p>2. （現行どおり）</p>
--	--

以上